

## 広島県公安委員会告示第 30 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 3 年 5 月 10 日

広島県公安委員会

委員長 明 海 国 賢

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
1 P01 14	告示の日 (令和 3 年 5 月 10 日)から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	P天龍∞2V	マルホン工業株式会社 代表取締役 西出 晃央 (愛知県春日井市桃山町一 丁目 127 番地)	左同
1 P01 69	同上	同上	Pモモキュンソー ド閃撃MD	株式会社ソフィア 代表取締役 井置 定男 (群馬県桐生市境野町七丁 目 201 番地)	左同